

先生各位

## 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 1226001 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 18 年 1 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
ペントシジン	130 点 生化学的検査 ( ) (155 点)	「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「10」に準じる
	<p>ア ペントシジンは、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査 ( ) 判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「10」に準じて算定できる。</p> <p>イ ペントシジンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素 (BUN) 又はクレアチンにより腎機能低下 (糖尿病性腎症によるものを除く。) が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、区分「D286」肝及び腎のクリアランステスト (尿素又はクレアチンを用いたクリアランステストに限る。) 又はシスタチン C 精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	
結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- 測定	410 点 免疫学的検査 (144 点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」に準じる
	<p>ア 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- 測定は、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」に準じて算定できる。</p> <p>イ 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- 測定は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」の結核菌核酸同定精密測定又は「6」の結核菌群核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	